

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年9月14日

【事業年度】 第39期（自 平成30年1月21日 至 平成31年1月20日）

【会社名】 株式会社タカショー

【英訳名】 TAKASHO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高岡 伸 夫

【本店の所在の場所】 和歌山県海南市阪井489番地
(注) 上記の場所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の
場所で行っております。

【電話番号】 073(482)4128(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営管理本部副本部長 井 上 淳

【最寄りの連絡場所】 和歌山県海南市南赤坂20番地1

【電話番号】 073(482)4128(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営管理本部副本部長 井 上 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成31年4月15日に提出いたしました第39期（自平成30年1月21日 至平成31年1月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に不適切な記載がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

（訂正前）

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 1月21日から1月20日まで |
| 定時株主総会 | 決算期後3ヵ月以内 |
| 基準日 | 1月20日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 7月20日、1月20日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://takasho.co.jp |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(訂正後)

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 1月21日から1月20日まで |
| 定時株主総会 | 決算期後3ヵ月以内 |
| 基準日 | 1月20日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 7月20日、1月20日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://takasho.co.jp |
| 株主に対する特典 | (1)保有株式数に応じて様々な商品と交換いただけるポイントを進呈 対象保有株数：500株以上 基準日：1月20日 詳細は 当社Webサイト及び タカショー・プレミアム優待倶楽部特設サイト をご覧ください。 https://takasho.co.jp https://takasho.premium-yutaiclub.jp/ (2)株主様特別販売カタログの送付(年2回) 対象保有株数：100株以上 基準日：1月20日、7月20日 一部商品(主にガーデニング用品)を割引価格で購入できるカタログ。 (3)タカショーオリジナルカレンダーの送付 対象保有株数：100株以上 基準日：7月20日 コンパクトサイズの壁掛けカレンダーになります。 |